

転入者と地域住民との交流を促進するための連絡調整に関する新たな制度について ～「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の改正～

1 条例改正の趣旨

本市では、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、マンション新築時に転入される多くの住民の方が、地域コミュニティに円滑に参加できるように、あらかじめ地域と事業者が転入者の自治会加入等に関して協議することを支援する仕組みとして、事業者側の窓口となる「連絡調整担当者」を届出、開示する制度を運用しています。

この度、自治会加入促進を更に効果的に行えるよう、多くの転入者が見込まれる戸建住宅の宅地開発も制度の対象とするとともに、地域と事業者がより早期に協議する仕組みとするため、条例を改正し、制度を見直しました。

2 新しい制度の概要

① 特定共同住宅（3階建以上かつ15戸以上の共同住宅）の新築及び1,000平方メートル以上の戸建住宅の宅地開発（※1）について、事業者は、特定共同住宅の場合は建築確認申請前に、戸建住宅の宅地開発の場合は開発許可申請前に、地域自治を担う住民組織と連絡調整（※2）し、その状況を市長に報告することとする。

〔事業者は、地域との連絡調整に先立ち、連絡調整を行う相手の確認等のため、文化市民局地域自治推進室と協議を行う。〕

※1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち同法第29条第1項の規定による許可を要するものをいい、一団の土地を分割して一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行うものに限る

※2 転入者と地域住民との交流を促進するために必要な事項（転入者に対する地域活動情報の提供や自治会・町内会加入の案内など）についての連絡及び調整

② それ以外の共同住宅（長屋及び寄宿舍含む）の新築並びに戸建住宅の宅地開発については、地域自治を担う住民組織の申出により、市長が必要と認める場合には、事業者は、地域自治を担う住民組織と連絡調整し、その状況を市長に報告することとする。

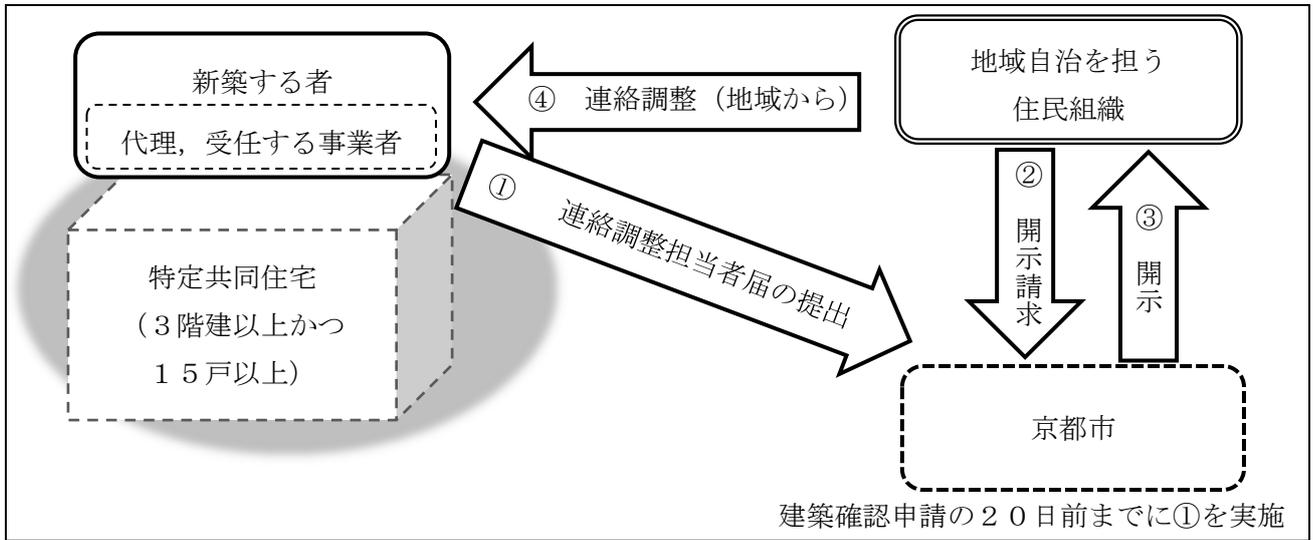
3 制度の開始について

特定共同住宅新築時の連絡調整や1,000平方メートル以上の住宅地の開発行為における連絡調整の規定は、平成31年4月21日以後に建築確認申請又は開発許可申請をするものについて適用します。

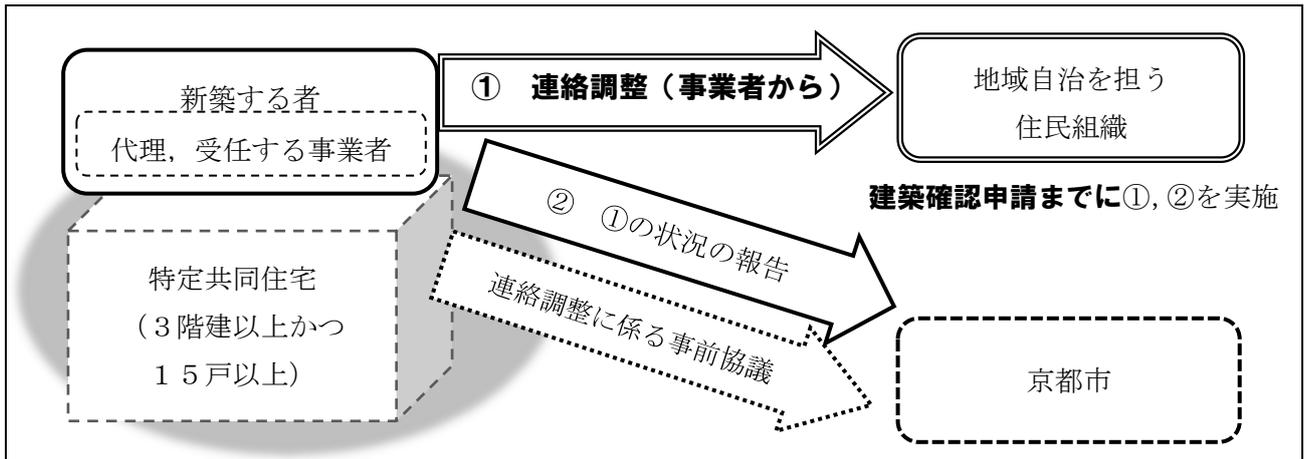
(参考)

1 特定共同住宅新築時の連絡調整

(現行制度)



(新制度)



2 1,000平方メートル以上の住宅地の開発行為における連絡調整

(新制度)

